

平成15年6月20日

第1回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:33)

沼沢企画政策部長 皆さん、こんばんは。本日は大変お忙しいところを第1回の「文の京」の区民憲章を考える区民会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。この区民会議の進行につきましては、委員の互選による会長を選び、その会長のもとに進められることとなりますが、会長が決まるまでの間、私、企画政策部長を担当しております沼沢ですが、しばしの間、座長を務めさせていただきます。

なお、発言の際には挙手の上発言をされるようお願いいたします。

また、議事録作成のために皆様のテーブルにマイクを設置しております。会議はテープ録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それから本日は、既にちょっと移動しておりますけれども、文京区民チャンネルの番組作成しております東京ケーブルネットワーク、それから区の広報課の職員が撮影、取材をしております。約30分間の取材ということで、この会議の様子、それから委員の皆さんのお声をケーブルテレビあるいは区報でお伝えしてご紹介していきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

本日の進行につきまして、お手元に「区民会議次第」ということで資料を、冊子になっておりますけれども、配付をしております。この冊子に基づいて進めていきたいと思っておりますが、この段階で参考資料について一応確認のためごらんいただきたいと思っております。

参考資料の1が文京区基本構想。参考資料の2が地方分権推進委員会の最終報告。参考資料の3がニセコ町町づくり基本条例。それで4として杉並区の自治基本条例。この参考資料、4種類ございます。もしなければ、後ほどお話しいただければと思います。

それでは次第に従いまして、早速進めさせていただきます。

次第の2で、委嘱式でございます。これから議員の皆さんに、煙山区長から委嘱状をお渡しし、委員を委嘱いたします。区長が皆さんのところを回りますので、区長が参りましたら、その場でご起立いただきまして、委嘱状をお受け取りいただき、ご着席いただきたいと思っております。

森田朗様でございます。

斎藤誠様でございます。

菅沼利雄様でございます。

村松孝四郎様でございます。

今井茂雄様でございます。

高北幸子様でございます。

仲田和人様でございます。

須藤秀明様でございます。

佐藤壮紀様でございます。

名方幸彦様でございます。

藤原美佐子様でございます。

松本美智子様でございます。

山田英二様でございます。

吉田端志様でございます。

それでは次第の3ですが、次に区長あいさつということで、区長からごあいさつを申し上げます。

区長 どうも皆様こんばんは。区長の煙山でございます。「文の京」の区民憲章を考える区民会議にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。何かとお忙しい中、会議にご出席いただいたことを厚く御礼申し上げます。

さて、これまで我が文京区では各種の計画策定あるいは施策の実施に当たりましては、積極的に区民参画を推進し、「区民とともに生きる区政」を行ってきたところでございます。さらに、区政運営全般の基本姿勢を明確に示すものが必要と考えまして、平成13年11月に文京区区民憲章、自治基本条例とも言いますが、その研究会を設置いたしまして、きょうご出席の東京大学の森田教授を中心にこの研究を進めてきたところでございます。また、斎藤先生にも大変お力添えをいただいております。

そして、本年の1月でございますが、皆様のお手元でございます「研究会報告書」というものをちょうだいいたしました。この報告書の中では、これからの自治体運営は、地域を構成するさまざまな人々あるいは団体が、相互に協調し、また調整し合い、公的な分野を担っていくという新しい協働、そういうものによるべきだとしてございまして、21世紀の自治体運営の基本となる、お互い、区民だけではなくて、その区内にある企業あるいは区内に勤務する人たちも含めて、文京区にいるすべての人々が、お互いに協力し合い、いわゆる協働し合う、その考え方をガバナンスという言葉であらわしております。

ガバメントは、ご案内のように政府とか行政全体を示す言葉なんです、ガバナンスという言葉でそれを表記してございまして、後ほど森田先生あるいは斎藤先生からその辺は詳しく、この報告書にも書かれてございますけれども、お話をいただければありがたいと思いますが、そういう形で、この調査研究会の報告書を、答申をいただいたところでございます。

我が区がこれまで区民の皆さんと進めてきたこの自治体運営のあり方、いわゆる区民参加というものは、このガバナンスの考え方と同じものだという記述もございまして。したがって、これから策定をお願いいたします、区民憲章の基本理念なるものが、このガバナンスという考え方だと考えております。

21世紀の自治体運営のあり方を示す区民憲章は、これからの文京区にとって欠くべからざるものというぐあいに考えております。

本日、私から皆さんに区民会議委員のご委嘱を申し上げましたが、約1年半ほどにわたりまして、委員の皆さんには文の京の区民憲章をつくるためにぜひとも活発な、また率直なご議論をいただきたいと思っております。皆さんのご協力を、そして、また私たちの文京区をよりよいものにするための区民憲章をつくるために、大変ご苦労でございますが、お力添えを賜りますことをお願い申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

沼沢企画政策部長 それでは会議の次第の4番目に入りまして、会長・副会長の選出ということになります。区民会議の設置要綱、次第を1枚めくりますと、2枚目の冒頭に設置要綱がございます。ここの第6条第1項によりますと、会長を学識経験者の中から委員の互選により選任いたしたいと存じます。具体的にどのような方法によりまますか、ご提案をいただけますでしょうか。

仲田委員 座長に一任でよろしいのではないのでしょうか。

沼沢企画政策部長 座長に一任ということでお声がありましたけれども、いかがいたしましょうか。それでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

沼沢企画政策部長 それでは学識経験者お2人いらっしゃいますが、東京大学大学院法学政治学研究科教授の森田朗委員を推薦させていただきたいと思っております。よろしければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

沼沢企画政策部長 なお、皆様、既に地方分権をめぐる、地方分権改革推進会議の動きをマスコミ等でご承知の方も多いと思っております。「三位一体」ということで最近よく聞かれると思っておりますが、森田先生はこの国の地方分権改革推進会議の委員としてご活躍されておりまして、大変多忙な日々をお過ごしでございます。したがって、会議の直前に別のご予定が入ることがあるというふうに先生から伺っております。しかし、森田先生につきましては、昨年度区民憲章研究会、この水色の報告書ですね、その報告をいたしました研究会の会長をお願いいたしまして、こちらからぜひとも引き続きこの区民会議の委員にご就任いただきたいと思いますというお願いをした経緯がございます。そのため、先生がもし欠席の場合につきましては、先生のご了承をいただいた上で、日にちについては予定どおり会議を開催し、その場合につきましては副会長となられた方に会議の進行をお願いしたいというふうに考えておりますので、委員の皆様につきましても、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

それでは、これからの進行を森田会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

森田会長 今、会長に選出していただきました、東京大学の森田でございます。よろしく願いいたします。一言ごあいさつさせていただきますと、今もご紹介がございましたように、私はこの前の研究会の方でも会長をやらせていただきまして、そちらの方でいろいろと基本条例を文

京区でおつくりになる場合、どのようなものがあるかというようなことについて考えてまいりました。それを受けて、今回もお手伝いをさせていただきたいというふうに思っております。

今、過分にもいろいろと私の事情についてご紹介いただきまして、ご迷惑はなるべくかけないようにいたしますけれども、そうした事情もございますので、もしかというときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。ではよろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、私が進行するということになっておりますので、早速議事に従って進めたいと思ひます。

まず最初に、私を、今のようなケースもそうですけれども、補佐していただく方を選ぶということになっておりまして、設置要綱の6条の3項に副会長を置くということになっております。これは、副会長に關しましては、会長が指名するということになっておりますので、ご異議がなければ、私の同僚でもあります、東京大学大学院法学政治学研究科助教授の齋藤誠委員に願ひしたいと思ひておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(拍手)

森田会長 では齋藤委員に副会長をお願ひしたいと思ひます。

一言ごあいさつをお願ひいたします。

齋藤副会長 齋藤でございます。私も研究会で区民憲章に關する検討に参加させていただきました。私の専門は法律学でありまして、行政法及び地方自治法であります、一番身近な自治体であります特別区文京区の区民憲章というものは、非常に自治法上も重要なものであると認識しておりますので、ぜひ力の限りお手伝いさせていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

森田会長 それでは次に進みたいと思ひますけれども、議事次第の裏に委員名簿がございます。ここで各委員の皆様から、この會議に参加していただくに当たりまして抱負などをちょうだいできますればと思ひておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、私が勝手にというわけではございませんけれども、この委員名簿の順に従いまして、菅沼委員の方からお願ひできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

菅沼委員 文京区の町会連合会の菅沼でございます。会長から抱負というお言葉ですが、「文の京の明日をつくる」という大変大きなテーマで、夢を育むということなのかなという気持ちでございます。まず、文京区を何とかさらにいい町にしていかななくてはということで、これから一生懸命考えていこうという気持ちでありますから、ひとつ皆様方のご指導によってさらにいいものになりますようにということでございます。よろしくお願ひいたします。

森田会長 それでは続きまして村松委員、お願ひいたします。

村松委員 村松でございます。菅沼さんと同じように町会連合会の方でお世話になっておりま

す。菅沼さんが会長で、私、副会長でございます。副会長といいましても、各地区ごとの会長が副会長ということでございます。ここに参加というか、今席を設けられて、びっくりしております。これでうまく私も仲間に入って勉強できるのかなと思いますし、もうそろそろ、もう定年も過ぎましたので、違う方へ行くべき人間がここにまた参加するということは、新しくまた勉強し直さなきゃならんかなと、まだ先いくのは早いから少し勉強しろということだと思ひまして、できるだけことは勉強させていただきたいと思ひます。今会長が言われたとおり別に抱負ということはございませんが、ただ、私なりに勉強させていただきたいと、このように思っております。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして今井委員、よろしくお願いいたします。

今井委員 私は今井と申します。私は東京商工会議所文京支部の方から出席いたしました。現在工業分科会の会長をやっておりまして、いろいろこちらの文京区の方では、ほかの団体では文京区産業連合会、富坂産業協会副会長、小石川法人会理事、あるいはまた印刷関連の方の役員もやっております。私はもともと新潟の出身でございますけれども、昭和30年に東京へ出まして、それから38年ごろにこの文京区に移ってまいりました。会社もつくりまして、今現在40年近くこちらにお世話になっておりますが、昭和38年ごろに、白山通りが拡張されました、そのころから見ますと、今雲泥の差で文京区が発展しております。特にまた病院とかいろいろな大学とか、そういうものがたくさんございます。また、名所旧跡もありまして、緑も多うございます。そういう意味では、私は、本籍も文京区に移しておりますが、これからも文京区に住んで、何らかの形で貢献していきたいと思っております。そんな感じでございます。簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。

森田会長 それでは続きまして高北委員、よろしくお願いいたします。

高北委員 皆さん、こんばんは。顔なじみの方もいらっしゃいますけれども。私は文京区女性団体連絡会の代表として参りました。私どもは文京区の横断的な女性団体の会でございます。およそ120ぐらいの団体で構成されております。そして、文京区から委託を受けまして、男女平等センターの企画・運営をやっております。まさに区民参画で運営をしているということになります。もう十何年たちますけれども、ここへまいりましてさらに新たに区民参画は、そして、区との協働はどういうふうにしていったらいいのだろう、新しい課題として、私どもは日々頭を悩ませつつあるところでございます。そこで、ここにこうやって、この会に参加させていただけたことは、大変ありがたいことだと思っております。この会で話し合われたことは、逐一会の方へおろしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして仲田委員、よろしくお願いいたします。

仲田委員 皆さん、こんばんは。文京区立小学校PTA連合会の仲田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。このたびこのような機会をいただきまして、先ほど煙山区長もおっしゃ

っておられました、ガバナンスという趣旨のもと、勉強会に加わせてもらうこととなりました。ガバナンスのことにつきましては、皆様とともに一から勉強させていただきたいと思っております。また、それを通じまして、区民憲章策定に向けてということで、少しでもお役に立てることがあるのかなというつもりでおります。また、勉強を通じまして得たものを、区内の小学校の児童たちの幸せのためにまた生かせることもあるのだろうと、そういうことも考えております。どうぞよろしく願いを申し上げます。

森田会長 それでは続きまして須藤委員、お願いいたします。

須藤会長 皆さん、こんばんは。私は文京区立中学校PTA連合会で副会長をやらせていただいております、須藤と申します。きょうは中学校のPTA連合会を代表して出席させていただいております。文京区の子どもたちが、次世代を担う子どもたちが住みやすい文京区であることがやはり一番だと思っております。それで、きょう私は、こういうような会は初めてなので、一から勉強するつもりでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 公募委員の佐藤壮紀と申します。文京区のかかわりと言いますと、私は今向丘に在住しておりますけれども、実はまだ引っ越してきたばかりでございまして、東京大学に在籍していた当時、今からもう15年以上前になりますけれども、文京区に4年間下宿をさせていただきました、そのときのいい思い出がありましたことから、現在また文京区についての住みかとしてまた住むことになりました。私は現在国土交通省の方に勤めておりまして、そういった意味では公募委員といいながら、ちょっと少し微妙な立場でございまして、あくまで区民の一員として参加していきたいというふうに考えております。先日も区長の「湯島におけるまちかど対話」ですか、参加させていただきまして、区長が区民の一人一人にお話をされている姿を拝見させていただきました。まさに私も区民の一員として、今までは行政の側ということで仕事をしてまいりましたけれども、今回は区民の一員ということでいろいろな意見を申し上げたいと思います。また、会長・副会長におかれましては、たまたま縁がありまして、東京大学の先生ということで、私も大学のときは、東大の駒場にいるときは、今参議院議員になりましたけれども、舛添要一先生のゼミに属しておりまして、また、本郷では佐々木総長それから西尾勝先生といった方々の授業を興味深く拝聴いたしまして、今回またそういったような授業に参加するような気持ちで、まだ若造でございまして、お役に立てればと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして名方委員、お願いいたします。

名方委員 名方と、こういう字で、名前の名に方角の方で、名方と申します。私は文京区に来て17年ぐらいです。ちょうど今から3年前に49歳で会社をやめまして、NPO法人「文京教育トラスト」という、いわゆるコミュニティのスクールみたいなものを、今特に教育センターなどで

やっております。英語の教室とかサッカーとか田植えとかですね、農業体験とか、あと理科の実験とか。ちょうど1年たちまして、ちょうど延べ2,500人ぐらいの方々が参加されるまでになったので、ことしは補助金もいただきまして、ありがとうございます。私も50になりまして、もう朝早いんですね。いつも5時半ごろ起きまして、最近よく散歩するんです。で、驚いたのは、医者からも1年間で11キロやせると言われていまして頑張らなきゃいけないんですけど、歩いて驚いたのは、何と文京区というのは豊かなところだと。住宅街が立派でお屋敷も多いし。それともう一つ驚くのは、皆さん、どちらかという、私ももう51になりましたけれど、私より先輩の方々が物すごい勢いで朝、犬を連れて歩いたりされているんですね。ですから、そういう意味では日本の一番先取りをしている文京区ではないかと。老人大国という意味でですね。そういう意味で、私もその一番下で、まあいろいろやれることがあるのかなということで、勉強させていただきたいと思ひまして、応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして藤原委員、お願いいたします。

藤原委員 公募委員の藤原でございます。皆様、大変偉い方ばかりで本当に緊張します。こういう席は初めてなんですけれども、応募動機としましては、生まれも育ちも文京区で、やはり文京区に愛着を持っているということと、やはり区民でもいろいろなレベルの区民がいて、ほとんど興味のない人から、すごく盛んに活動していらっしゃる方まで、いろいろいるんですけれども、その人たちのすべての声をやはり届けるような形で制度をつくっていかなくてはならないと思ひまして、ちょっと荷が重いとは思ったんですが、応募させていただきました。で、当選したからには、なるべく落ちついて自分の意見をきちんと考えて、できるだけちゃんと述べていきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして松本委員、お願いいたします。

松本委員 皆様、こんにちは。公募委員の松本と申します。私はNPO「緑のごみ銀行」の代表として、活動しております。はっきり言って、現在のところ、協働とか、パートナーシップとかいう日本語がなかなか本当の意味で使われていないのではないかと感じております。しかし、流れはいい方向に向かっていると思ひますし、今は過渡期ということで、しかも、この区民憲章はまさしくその現場ですし、今回こういう形で参加させていただいたのは、とてもありがたいと思ひています。基本構想では大森先生、今回区民憲章では森田先生の勉強をさせていただけると思ひています。どうぞよろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして山田委員、お願いいたします。

山田委員 公募委員の山田でございます。よろしくお願いいたします。私は民間の研究機関に勤めておりまして、最近で言いますと市町村合併ですとか、あるいは行政経営についても調査とか研究しております。その関係で、森田先生は市町村合併の総務省の研究会ですとか、あと今回の三位一体の関係でご活躍というのを見させていただいておりますので、近くでいろいろと勉

強らせていただければと思っています。また、この区民憲章なんですが、非常にこれは難しいなと個人的に思っておりまして、区民憲章、まあ自治基本条例というのは、ある意味では普遍性を求められております。ですから、多分各地域のこういった基本条例と非常に似てくる、まあ似てこなくちゃいけないという部分があるのかなと。ただ、仕事柄ニセコの町長さんにお話を聞いたりしていると、やはりニセコの町の基本条例というのは、あの地域の特性を踏まえてつくられたなと非常によくわかるんですね。それは一方、きのう全国の町村会長さんとお話を、こういう合併の関係で話をしたのですが、そこでガバナンスのお話をちょっとしたんですけども、とんでもないという話になりまして、なかなかそこら辺というのは、本当はないのではないかと。実は財政は厳しいからこういう話になってきたのではないかと、本音の部分も実は聞こえてくるんですね。で、こういった基本条例というのは、今申しましたように、片方で普遍性が必要だと。しかし、片方では本音のところもあるのではないかと。あるいは、ニセコではなくて、文京区、文京区は杉並区とまた違うのかという、地域性をどうとらえるのかというところが非常に難しいなと。そこら辺は一区民として、どういうふうにとらえられるのかという観点で、ぜひともポジティブな議論に参加できればと思っています。よろしく願いいたします。

森田会長 それでは続きまして吉田委員、お願いいたします。

吉田委員 吉田と申します。よろしく願いいたします。私もまだ文京区には2年前に引っ越しをしてきたばかりでして、もともと札幌、北海道の出身でございます。実は関西、大阪には勤務で2回行っておりまして、通算10年関西暮らしをいたしました。したがって、どちらかといいますと、私は豊臣派、関ヶ原での石田三成側でございます。どうも江戸は余り好きじゃないなと思っていたんですけども、学生時代以来三十数年ぶりに江戸に住んでみまして、特に文京区はなかなかいいなと思っています。これは北海道にない、やはり400年という歴史であったり、文学というロマン、エレジーであったり、そういうものが大変気に入ってしまっていて、そろそろ定年も近いのですが、このままここに永住しようかなと思っています。もちろんこういう仕事は初めてでございますけれども、一応文京大学、あるいは文京区民大学院の方で、少しはこの文京区について勉強したつもりでございますので、ぜひ何かお役に立つことをしたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

沼沢企画政策部長 文京区の企画政策部長を務めております、沼沢でございます。区民憲章という言葉が区政の中に登場したのは、平成12年の2月の議会、煙山区長の施政方針に登場したのが最初でございます。実は私は、12年4月以降ずっとこの区民憲章を担当する職員として携わってまいりました。一緒に仕事をします課長は、実は現在久住課長ですが、既に4人目になっております。1年ごとにかわりました。この間いろいろな職員に支えられて、私もこの区民憲章のいろいろな勉強をさせてもらいました。区役所の中では新しいテーマですが、特に若手の職員を中心に自主研究グループというのがありまして、20名近いメンバーですが、非常に熱心で、森

田先生が大分前に携わられた逗子市における研究であるとか、川崎市における研究であるとか、そういったものも若手の職員がいろいろ勉強したりということが、私の後ろの方に、背景にあります。区の中でもこの区民憲章をいろいろ議論しておきたいと思います。私はそのパイプ役を務めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤総務部長 区の総務部長の伊藤でございます。お手元にお配りしてあります、この区民憲章策定についてスタートしてから多分1年半ぐらいだとは思いますが、立場上、当然中身については完全に熟知していきやいけないはずなんですけれども、そこまで言う自信はちょっとないのですが、それなりに理解はしているかなというふうに思っています。全国自治体で区民憲章もしくはこれに類似するものは多分非常にまだ少ないというふうに私の勉強の範囲では理解してございます。文京区の区民憲章が他の自治体から見本とされるように、そういうものができればいいなというふうに思っています。一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

森田会長 ありがとうございます。

久住新公共経営担当課長 幹事を務めさせていただきます、4代目になりますけれども、1年で異動になるかどうかはそれはわからないのですが、新公共経営担当課長の久住と申します。皆様方の事務的なご連絡ですとか、資料作成等、こちらの方で進めてまいりますので、また、こういう資料が欲しいよとか、これについてわからないんだけどもというようなことがございましたら、メールでも電話でもファクスでも結構でございますので、ぜひこの会議を活発に進めていく陰のところで皆様のお力になっていければなというふうに思っておりますので、ぜひ遠慮なく担当課の方までご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長 それでは続きまして、本会の設置の目的などにつきまして、改めて経緯も含めて、ここで何を検討するのか、また、委員の構成及び選任の状況等について確認しておきたいので、事務局から説明をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

久住新公共経営担当課長 その前に区長の方なんですけど、大変申しわけないのですが、これから別の会議の方に出席ということでありますので、これで失礼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

煙山区長 どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

久住新公共経営担当課長 区長もいなくなったということではないですが、席が広くなりましたので、ぜひ会長、こちらの方に移動下さい。

それでは、私の方から資料第1号の方をごらんいただけますでしょうか。「文の京」区民憲章を考える区民会議設置要綱となっております。主だったところについて、ご説明を申し上げます。

第1条でございます。「文の京」区民憲章を策定するに当たり、区民憲章の規定すべき内容を検討するというので、こちらの会議において、区民憲章の内容がどのようなものになるかとい

うことをご議論いただければというふうに考えております。

第2条、この会議は、最終的には区長の方に答申をいただくというような形で考えております。

第3条、既に先ほどご紹介いたしましたように、委員でございますが、現16名ということになっておりますので、名簿の方をごらんいただければというふうに思います。

それから第5条の方なのですが、ぜひ皆様方に最後までこのご議論の中でいろいろな活発な議論をしていただければと思いますが、万が一欠員が生じた場合については、この会議のところで補充をしないで進めてまいる予定になってございます。

それから第7条の方ですが、区民会議の方は会長が招集をするということになってございます。

それからおめくりいただきまして、会議の公開については、後でまたこちらの方でご議論をいただくような形になってございますので、ご検討いただければと思います。

それから、繰り返しますけれども、区民会議の庶務については、私ども新公共経営担当課の方で取りまとめて進めておりますので、何かございましたらよろしくお願いいたします。

以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。以上の件につきましては、この要綱のご説明ということでございますので、これについてご審議いただくという性質のものではないかと思っておりますけれども、何か今のご説明あるいはこの要綱につきまして、ご質問等ございましたら、お手を挙げていただけますでしょうか。

よろしゅうございますか。また何かありましたら、事務局の方へお尋ねいただきたいと思います。

それでは、この会の公開方法などに関しまして、これもあらかじめ決めておいた方がいいということがございますので、ご審議いただきたいと思います。これについて事務局の方から、それではお願いいたします。

久住新公共経営担当課長 それでは資料3ページの方に資料第2号といたしまして、こちら区民会議の申し合わせ事項ということで、会議録の公開及びこの会議の公開について、案をお示ししております。また、主だったところをこちらの方で読ませていただきます。

傍聴についてでございます。傍聴については、後ろに当日会場で先着順に受け付けるということ、それから傍聴の募集については、区のホームページとか区報ということで、可能な限り区民の皆様にご周知を申し上げたいというふうに考えております。

それから、区民会議の傍聴に関して、アンケート用紙をお配りするような形をとってまいりたいと考えております。区民会議の終了時に事務局の方が回収をさせていただきます。

それから、これは当然のことなのですが、(4)といたしまして、武器とか凶器とか危険物を携帯した者、酩酊した者、この会議の風紀を乱すおそれのあるものについては、傍聴を認めないということで、一応ご確認をください。

それから、(5)議事を妨害することはならないということで、傍聴についてはこういう形を守っていただきたいと。

こちらの方では、そういった形になった場合については、会長が退場を命ずることができるということで規程したいと思います。

それから、会長が傍聴禁止の宣言をして、また、退場を命じたときは、速やかに退場をしていただく。

区民会議の資料については、傍聴の方は原則としてお一人お一人に配布をする予定をしております。原則として回収はせずにお持ち帰りいただくような形をとりたいと考えてございます。

それから、会議録、この会議の皆様方のご発言等に関することですが、会議録の作成については録音反訳ということで、録音テープ起こしというんですか、一般的にそういう形で公開前に作成をいたしますけれども、公開をする前には皆様方の了承を得て、ご訂正いただく部分についてはご訂正をいただきながら公開をしてみたいと、そのように考えてございます。

それから当日配付する資料については、シビックセンター2階に行政情報センターがございませけれども、そちらの方で公開をしてみたいと思います。

それからこちらの概要ですとか資料などは、可能な限りホームページ等においても公開をしてみたいと考えてございます。

こちらの申し合わせ事項に書いていないのですが、先ほど傍聴の方にアンケートをとる予定というふうに書いてございます。事務局の方で概要をまとめますけれども、次回の会議にすべてお出しするというのではなくて、この部分については会長が、これについては必要な意見なのでぜひ皆様の方ということでご判断いただいた部分については、この会議の方に公開をして紹介をしてみたいというふうに考えてございます。

それから会議録の方の公開の書式なんですけど、私、久住と申しますけれども、発言については、例えば「久住委員」ということでお名前を示させていただきまして、苗字プラス委員という記名の後に、ご発言についてテープを起こしたのについて公開をしてみたい、そのように考えておりますので、ご審議いただければと思います。

森田会長 以上につきまして、ご意見、ご質問があれば、どうぞおっしゃってください。

異様な服装の人が、あるいは覆面をしてきたらどうだとか、そういうことがないことを祈っておりますけれども。

よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

森田会長 それでは、事務局提案のとおり決定させていただきたいと思います。

本会の傍聴は可能となりましたので、これより傍聴者の方にお入りいただきたいと思います。

それでは、いらっしゃらないようですので、進めさせていただきます。

本日は第1回の会議でございますので、これから区民憲章についてご議論をいただくわけでございますけれども、こうした区民憲章が話題になってあちこちでつくられるとか、それが必要となってきた背景には、現在我が国で進められております、地方分権という改革がございます。これにつきましては、先ほどから何回か私の名前を出していただきましたけれども、私自身、国の地方分権改革の方に携わっておりますので、そのことにつきまして、少しお話をさせていただきます。その後はむしろこの区民憲章あるいは自治条例については、ご専門でいらっしゃるようなところの齋藤副会長の方から、昨年度区長に報告いたしました、その「文の京」の区民憲章策定に向けての研究会報告書について、ご説明をいただきたいと、このように思っている次第でございます。

それでは、司会をやりながら話をするというのは、若干変な気がいたしますけれども、少しお話をさせていただきます。

先ほどから何回か名前が出ましたけれど、現在新聞では三位一体改革というのが毎日のように大きく紙面に出ておりました。その前段階といたしまして、地方分権改革推進会議が意見を出して、そして、それに基づいて現在経済財政諮問会議の方で検討されているということでございまして、その諮問会議の方の意見というんでしょうか、それもほぼ姿が明らかになったわけございまして、これが今月の23日に閣議決定ということになるそうでございます。その前の分権改革推進会議といいますのは、大変評判が悪うございまして、税源委譲先送りというので、だいぶ批判をされましたし、中も分裂しているとか、いろいろなことを言われておりました、私自身もあちこちの新聞で随分たたかれていますものですから落ち込んでいますけれども、それはともかくといたしまして、少しこれまでどういうことをしてきたのか、そして、今どういうことが問題なのか、そして、この文京区においてはそれをどのように考えたらいいのかということについて、簡単ではございますけれども、お話をさせていただきたいと思えます。

地方分権ということ自体は、これまで日本、我が国が高度成長を遂げてきたときには、どちらかといいますと、国土省の方もいらっしゃいますけれども、国が主導して、国がプランを立てて、そのとおりに地方が実施していくと。それで、地方が実施するために必要なお金は国が手当てをします。国の方は日本が高度成長を続けますと、どんどん税金も入ってきたわけですし、地方も入ってまいりました。そういう形で非常にハッピーな発展を遂げてきたわけですが、大体1980年代ぐらいに入ってからだと思えますけれども、我が国もいわゆる成熟社会になってまいりまして、社会福祉も充実してまいりましたし、いろいろな社会生活の水準も欧米先進国並みになってきたということでございます。そうやってまいりますと、今までのようにただがむしゃらに高度成長を遂げるために、国のコントロールのもと、国の統制のもとで地方が何かをやっていくという時代は終わったのではないかと。むしろ地域の人たちは、地域に合ったような形でのその地域社会をつくることをお望みであると。そのような時代になってまいりました。

例えば、先ほどもお話がございましたけれども、住みよい地域だとしますと、そこを残していきたいと。今までは道路をつくる、あるいは病院をつくる、学校をコンクリートにすると、セメントでつくと、そうした形での近代化というものをしてきたわけですがけれども、これからはそうではなくて、次の世代の人に豊かな自然を残しておく、自然の環境を残していくというところも出てまいりましたし、いやいや、もっと開発をしようというところも出てくる。それぞれ地域によってご要望が違うわけですので、それに応じた形での地域社会をつくっていくと。そうすることがこれからの日本社会をより豊かにし、そして個性ある地域社会をつくっていくために必要なのではないかと、そのようにだんだん変わってきたのではないかと思います。これが地方分権のまず原点にある考え方です。

そこでは、自己決定、自己責任と言われておりますけれども、地方がみずから、地方自治体がみずからそこでどういう政策をつくるか、どのような施策を行うかということ住民の方のご要望に従って決めていく、決めることができるような社会をつくる、これが第一です。そのためには、当然ですがけれども、その仕事をするためのお金を国からもらっているようではなかなか自立できませんので、できるだけ自分たちの自前のお金でできるようにする。そのためには、自分たちで税金を集めて、その税金で地方の行政ができるようにすると。これが地方の自立のため、自己決定、自己責任のために必要であるという考え方になってきたわけでございます。

そして、1990年代に入りましてからは、そのような形で地方の分権、地方分権を進めていくということから、95年に地方分権推進委員会というのがつくられました。そこでまずやったことは、いろいろな権限の面で国から地方の自立を、国からの自立というものを地方ができるようにしていくということでございます。しかしながら、今申し上げましたけれども、仕事については地方が決めることができるようになったとしましても、お金の方はどうするという問題がございました。お金の方も、今は国が原則としてたくさん税金を集めて、それを地方に配分するというやり方しておりますけれども、それではなかなか財政面における地方の自立というものはできないのではないかと。そこで、地方がみずから税金を集めるようにする、国が集めている税金を地方の税金にすると、これが税源委譲ということになってくるわけでございます。

しかしながら、そういう話が出て、いろいろな権限の分権が行われた後、次は財源の分権だという時代になって、これからそれを進めていこうという矢先に、矢先にといいましょか、そのころに、ちょうど1990年代の半ばですから、日本の経済、財政はだんだん悪くなってまいりました。90年代初めにバブル経済のときに大変よかったんですけれども、その後はだんだん落ち込んでまいりました。バブルの時にはまだお金もたくさんありましたし、日本はどんどん発展していくと。まあそういう時代もあったわけでございます。

しかしながら、だんだん財政的に厳しくなってまいりました。国の方も借金がかさんでいる。地方の方も借金がふえている。そうした中で、どのようにして本当の地方の自立を実現していく

のか。これは、財政が厳しくなる中で、なおかつ地方は自立性を高めていくというのは、これは大変難しいことでございます。現在行われておりますのは、それを税源委譲するといっても、国も税金が少ないんだよと。しかし、地方の自立性を高めるためには、その補助金というものがあって、その補助金というのは、これこれこういう目的にこういうやり方で使いなさいというのが大変うるさいわけですから、国土省は違うというなら後で言っていただいて、まあ冗談ですが、そういうふうになっておりまして、さらに日本の場合に我が国を全体として発展させるために、都市にいろいろな資源、人口も集中させました。その結果、都市と農村部で大きな格差が出てまいります。しかし、日本に住んでいらっしゃる以上、皆さん、同じような形で行政サービスを受ける権利があると。そのため財政的に豊かなところと貧しいところの格差をならすために、地方交付税という制度がございます。格差をならすだけならばいいんですけども、この交付税制度もなかなかお金がなくなってまいりますと、格差をならすためのもののお金がだんだん少なくなってくる。そのためこの交付税の仕組みそのものも借金だらけになっていると。そういう状態になったものですから、補助金をできるだけ廃止すると。それと同時に交付税制度も見直すと。そして、税源委譲を進めて地方分権を進めていくと。これが三位一体の改革ということになるわけです。

しかしながら、補助金は補助金として、やはりそれなりに必要性があるというご主張もございますし、交付税は今も言いましたように、財政的な力のバランスをとるために必要であると。税源を委譲したほうが地方の分権のためにいいんだということになるわけでございます。なら3つやったらいいではないかというわけですけども、先ほど申し上げましたように、みんな借金をもって何とかそれを賄っている現状でございます。そこから、このまま借金を続けていくと、将来はどうなるんだろうかと。そこで、財政再建という要素も入ってまいりました。解けないパズルと私もどこかで書いたんですけども、この難しい問題にどう取り組むかというのが今大きな課題になっているわけでございます。現実の問題といたしまして、やはり補助金を切るといって、いろいろなところにしわ寄せが出てまいります。もちろん交付税を減らしますと、これは格差が広がります。しかし、税源委譲しなければ、なかなか地方の自立性も生まれてきません。これをどうするかというのを、それぞれ三位一体というか、答えは三方一両損ではないかという言い方をしている人もいますけれども、そういう形でそれぞれの人がほどほどに不満があるのかもしれないけれども、納得できるような答えがないのかと。これを今探しているところでございます。

新聞報道によりますと、経済財政諮問会議の方の答えも必ずしもそれぞれの方には満足できるものではなくて、何となく皆が不満のまま、今までを少し変えたような形になるのかなというふうに思いますけれども、少なくともこれまで三位一体でこういうことが議論されたことは全くなかったわけですから、その意味でいいますと一つの進歩といいましょうか、第一歩を踏み出したということで、これからそれを続けていかなければならないという時代にあるのではないかと思います。

っております。

今お金がないとか、いろいろ申し上げましたけれども、文京区といいますか東京都の特別区に関していいますと、東京都というのは、お金がないないと言いながら、一番のお金持ちなところでございます。直接財政的な問題が、区の財政であるとか区の行政に影響を与えるということは、それほどないと思います。もちろん今も税収が減ってお困りになっていらっしゃるの、そうかもしれませんけれども、これは先ほどお話に出ましたけれども、合併をしなければいけないという中山間地域の小規模な町村と比べますと、はるかに恵まれている状況です。そのことはどうということかと言いますと、恵まれているがゆえに理想に近いような形で地方自治を実現するには、まさに、非常にいい環境にあるというふうに考えられるのではないかと考えております。

財政の話にもう少し触れさせていただきますと、地方分権といって国と地方の間でお金を取り合っているという状況では今はないと思います。財政状況が厳しい、厳しいということは、日々新聞に書かれておりますけれども、具体的にどうということかと言いますと、現在国の一般会計、国の予算ですけれども、これが平成15年度で大体81兆円ぐらいの規模です。物すごい額です。しかしながら、そのうち収入として入ってくる税金はどれぐらいかと言いますと、41兆です。半分ちょっとしかないわけです。年間800万円の生活をしている人ですけど、収入が400万しかないという、400万ちょっとしかないという状態です。このところ急に収入が減ってきています。地方の方も33兆円ぐらいしか税金がありませんから、合わせて75兆円ぐらいですか、それぐらいの税収しかないんですけれども、使っている方は、国・地方を合わせますと、過去の借金を返す分も入れてですけれども、140兆以上だと思えます。このまま続けていきますと、我が国はどうなるんでしょうという話になるわけですね。それでも借金が少しずつ減ってくる見込みがあるならば、まだ明るい見通しが持てるんですけれども、暗い話をするつもりはないのですけれども、もう一つ不安材料と言いますのは、少子高齢化です。高齢化自体は、こちらもそうだと思いますけれども、お年寄りが元気で長生きできるというのは、これほどいいことはないわけでありまして、人類の悲願のようなものを我が国が達成したと。人口1億2,000万を超えるところで男女とも平均寿命が80歳なんていうのは、これは奇跡的なことではないかなと思っておりますけれども、それを実現したわけです。しかしながら、ますますふえる高齢者のための社会保障負担というものが大変これからの社会で重荷になってまいります。しかし、これは何とか支えていかなきゃいけない。他方で少子化が進んでいるわけでございます。これが2006年をピークにして、我が国の人口は減り始めます、急速に減り始めます。このことはどうということかと言いますと、将来税金を払ってその社会保障を支えていく人たちがどんどん少なくなるということです。こうした形での国の状態が続いていくということになりますと、ここにいらっしゃる方はまだそのいろいろなサービスを受けられるのかもしれませんが、次の世代の人たちは大変厳しいことになってくる。これで日本の将来はいいのであろうかと。

そこから出てくるのが、やはり持続可能なといいますけれども、発展はそれほどしなくても、今のいい状態を続けていくと、そういう社会にしなければいけないと。その制約の中で地方分権をどうしていくかということになってまいります。今出ている考え方といいますのは、そのときに、やはり地方自治といいますか地域社会をどうやって支えていくかというときには、何となく税金を払って後はお役所にやってもらいましょうという考え方は、もう成り立たないのではないかと。むしろ、自分たちでできることは自分たちでやっていくと。この中にもいらっしゃいますけれど、NPOであるとか、ボランティアであるとか。自分たちの地域は自分たちで支えていくと、そういう社会の仕組みにしていかなければだめなのではないかということでございます。

これが、先ほどから言葉が出ておりますけれども、ガバナンスという意味合いにはそういうことがございます。ガバメント、政府という意味もありますけれども、統治というのが何か権力者がその社会の秩序をつくることだとしますと、ガバナンスといいますのは、皆で、住んでいる人、住民の方がその地域社会を形成していくと。これはガバメントを統治と訳した場合に、このガバナンスというのは時々協治、協同の協に治めるで、協治というような訳語が当てられていることがございますけれども、まさにそういうニュアンスを込めた言葉だと思っています。

そうした形で、どのようにして地域社会をつくっていくのかというのが、これからの課題になるわけですし、いずれにいたしましても、これからどんどんコンクリートを使って新しい建物をつくるというような時代にはもうありません。むしろ、これからの行政の中身といいますのは、ある程度社会的な資本は蓄積されましたから、これからやることはむしろソフトの政策をどうやっていくかということです。ソフトの政策をつくっていくためには、当然のことですけれども、住民の方のニーズに応じた形での、非常に柔軟な政策の形成というのできるようにならないと、これはまさにNPOであるとか、そういう区民参加の仕組みを持ってそういうものをつくっていくというのが一番いいのではないかと。

そうになってまいりますと、これまでの自治体の中でそうした仕組みがないわけではございませんけれども、まだまだ不十分であると。そこで区民の方、住民の方が参加して、どのようにしてそうした参加による街づくりにしていくのか、政策をつくっていく仕組みを考えていくのか、その基本的なルール、枠組みというのが、基本条例といいたいましょうか、ここで考えていらっしゃる区民憲章ではないかなと思っています。

その中身をどういうものにするかということは、これからご議論いただくわけですが、いずれにしましても、私自身はそうした新しい、21世紀になって、それ以前の時代とは違う時代の地方自治の枠組みとして区民憲章というものを考えていくことが大切なのではないかと思っています。

ただし、先ほどもちょっとニセコの話が出ましたけれども、まさにこの基本条例こそ、それぞれの地域が個性あるものをつくっていかなければいけない。形の上で個性があるだけではなしに、

やはりその地域社会の特性を反映したものでなければならぬのではないかと思います。

ニセコの方、逢坂町長さんもよく存じ上げているんですけども、どちらかと言いますと、やはりみんな顔を知っているような、多くの人が一泊二日その町で1日を過ごすような、そうした町と、文京区のように、私もそうですけども、区外から大勢の人が入っていて、そしてこの文京区の社会をつくっている、そういうところとはかなり事情が違うのではないかと思います。そういう意味では、これから斎藤先生に細かくそういうものを考えた研究会の報告をしていただきたいと思いますが、文京区に応じた形での区の憲章のあり方はどういうことか、そういうことをここで考えていく必要があるのではないかと考えておりますし、私もいろいろと今までやってきたこと、その他でお手伝いさせていただきますけれども、皆さんの協力もなければならぬし、皆さん方がつくるといふことだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

私の話は一応これくらいにさせていただきます、あとは斎藤さんの方からお願いいたします。

斎藤副会長 それでは私の方から研究会の報告書に則しまして、この区民会議での参考になるようなことを少し再度整理しながらお話ししたいと思います。

私の場合、現在文京区民でもあり、研究会におきましても、本棚からとってきた本を見るだけでなく、例えば文京区のいろいろなセンター等で行われている活動についてのパンフレットとか、あるいは千駄木ふれあいの森を見に行ったりとかしながら、検討してきたわけです。

4点に分けてお話ししたいと思いますんですが、それぞれこの報告書を参照するところがあります。ややお手元をばたばたさせてしまって申しわけありませんが、ページ数を言いますので、適宜見ていただければと思います。

4点と申しましたが、そのうちの1点は、この区民憲章の器としての性格と申しますが、意義・内容を盛るための器としての区民憲章というものがどういうものかという器の話が1点ございます。あとの3点は、その器に盛るべき内容の話です。まず何か中身を盛るための器としての区民憲章、これは自治基本条例と言われるものでもありますが、これは一体どういうものであるか。一言で言いますと、先ほど森田会長の方からご説明がありましたように、分権改革、それに対応いたしまして、自治体の運営について、自分で決めたい。自分で決めるという場合も政府としての自治体、まさにこの建物で仕事をしておられる議会、それから行政、文京区の行政が決めます。それが自分であるということもありますが、もう一つにはその住民が自分で決めると、こういうことです。ですから自治体運営の枠組み、こういうものを住民が決めたい、自治体が決めたい、その基本的な枠組みを定めるのが自治基本条例である。

しかしここで難しいのは、そうやって自治体運営の枠組み、あるいは骨組みを自分で決めるといっても、日本の場合はその自治体の運営とか組織について、かなりの程度国の方で決

めてしまっている部分があるわけです。自分で決めたいといっても、国の法律あるいはその法律以下のいろいろな決まりと申しますが、しきたりといいますが、そういったもので既に決められてしまっている部分もある。そこをどういうふうに打破するか、あるいはかいくぐって、自分で自治体の運営について決めていけるのか。それが自治基本条例の大きな課題ということになります。

そして、では実際の運営について、自分で決めるんだという場合に基本条例によらずとも、いろいろ自主的にやっていることはあるではないか。例えば基本構想というものもございます。特に文京区については、大規模な住民参画をもとにして、この緑の冊子の基本構想を既につくっているわけで、そちらにも参画された委員の方もいらっしゃいます。

では基本構想と基本条例というのは、一体どう違うのか。これも一応押さえておかなければなりませんので、報告書ではこの17ページ以下で、その基本構想というものと区民憲章の違いというものについて、整理をしております。一言でいいますと、基本構想というのは、自治体、政府、その中でも行政セクションといいますが、そこが運営をしていくに当たっての基本方針ということになりますが、自治基本条例といえますのは、その枠組みにおさまらない住民の権利あるいは公募委員の方々の中にもいらっしゃいますが、NPOといったような公共的な任務を担っている団体について、どのようにその人たちをサポートしていくかといったような話も入ってくるということで、基本構想よりは広がりを持った器であるということになります。

国の場合にも、こういった基本条例に相当するような制度がないわけではなくて、それはいわゆる基本法といわれるものであります。では国のレベルでいうところの基本法と区民憲章・基本条例が全く同じなのかというと、これにも性格の違いがありまして、そのあたりについては18ページで一般的な解説をしているところです。

そして、区民憲章を論ずる場合に、多くの本では区民憲章というのは私たちの憲法である。国のレベルでの日本国憲法になぞらえた自治体の憲法だという言い方がなされるわけですが、これも法律的に考えますと、自治体の憲法だといって、形式面で文京区でもほかにたくさんの条例をつくっておられますけれども、それらの条例の優位にあるということを法律的にいうのは、これはなかなか難しいですね。なぜ難しいのかというのは、できるだけわかりやすく報告書では19ページ以下に書かれているとは思いますが、一言でいいますと、自治基本条例を定める場合は、条例という形式によるわけです。スーパー条例とか、そういったものはないわけですから、他の個別条例との関係では条例にとどまる。そうなりますと、ほかの条例と形式的には同じ器であるとして、なおかつ、それが個別の政策なり条例を導いていく。そういうためには、やはり自治基本条例らしい内容・中身を持たなければだめだろうと、こういうことを報告書ではうたっているということになります。

そこで2点目の話に移りますが、文京区の区民憲章として、どういった内容が考えられるのか。

これを研究会では中心的に検討してまいりました。そこで、キーワードとして使っていますのが、ガバナンスという言葉です。もちろん横文字の言葉をこういった検討課題、あるいは名称として使うのいいのかどうかと、特にさまざまな区民の方々あるいは区民以外の区民憲章に参画される方もいらっしゃるわけで、そこにまたそんななじみのあるとは思えない言葉を使うのいいのかどうかという議論もあるとは思いますが、しかし、ガバメントからガバナンスへという一つの発想が、最近の自治体における新しい取り組みをとらえるのによろしいのではないかという判断のもとに、報告書でいいますと26ページ以下で鍵となる言葉としてのガバナンスということを定義しております。

先ほど森田会長の方からもご説明があったところですが、非常に一方的といいますか、自治体政府が高みに立っているいろいろなやう、そういう時代はもう終わったのではないかと。むしろ住民を中心として、協働をして、いろいろな物事をつくっていく。これがガバナンスという考え方で、日本語にいたしますと、公私協働と、公と私の協働といったような言葉で最近では語られることが多いと思われます。さらに新し目の言葉として、27ページでは活私開公といったような言葉も紹介しております。私を活かして、公を開くということです。こういった協働の仕組みというものをその器の中に盛っていくというのが一つの方向としてあり得るのではないかと。そして、文京区においてこういった内容を取り入れていく。基本条例に取り入れていくことができるのではないかと、研究会で考えたその所以は、こういった方向に沿った取り組みを既に文京区で精力的に進めているという認識があるからです。つまり、従来の文京区における住民参画あるいは住民参加の取り組みというのが、こういった方向につながり得るものではないか。具体的には幾つかの例を現状認識ということで15ページ以下で、文京区に則した最近の新しい住民参画の仕組みの幾つかを位置づけております。もちろん網羅的なものではございませんで、先ほど高北委員の方からご紹介がありました、男女協同参画に関する住民参加の取り組みというのも、ここに当然挙げられてしかるべきであろうとは思いますが。

それをもう少し今後の課題として一般化した形で書きましたのは、少しページ数が前に戻りますが、11ページです。11ページの基本構想で挙げられた行政課題、それをさらに基本条例につなげる行政課題として、算用数字1、2、3と挙げています。こういった行政課題が今後文京区において重要になってくるだろう。そうするとこういう方式をガバナンスという手法、それを基本条例化していくことが、行政にマッチしているのではないかと。

先ほど山田委員の方から、ガバナンスということについては逆に批判的な見解もあるのではないかと、むしろ例えば財政的に各自治体が厳しいから行政の方が手を挙げてしまって、住民の方にこう、いわば投げってしまうのがガバナンスではないかというようなニュアンスのご批判もあるとの発言を伺いましたけれども、もちろんそういう面もないとは思いませんけれども、それだけではなくて、より積極的に位置づけるとすれば、この11ページに書きましたような、より繊細な

行政運営といいますが、特に文京区の場合は都市型の行政運営においては、公私協働のあり方というのが十分現実性を持って積極的に提示できるのではないかと研究会報告書では示しているということになります。

第3に、それではその公私協働、ガバナンスというものを、より具体的に条例化する際には、どういう論点があり、どういうイメージが提起できるのかということですが、この点につきましては、個別の検討項目ということで項目ごとに第4章、36ページ以下で整理をしております。その中で特にガバナンスという考えをコンセプトにして、協働する各主体といいますが、アクターがどのようにかわるか、そういう観点から一つの光を当てて整理をしてみたのが、36ページの区民憲章のいわばイメージです。これはこれで非常に一つの割り切ったはっきりしたイメージです。つまり、公私協働型の行政運営を、あるいはその行政運営とだけ言ってしまいますと、何か基本構想のように自治体の中の行政活動だけを念頭にしているのかと思われてしまいますので、むしろその自治体全体の協働的なあり方、これを考える際に、それぞれの権利、役割、責務といった形で整理するという考え方があるのではないかと整理したわけであります。

もちろんここでは内容の逐一については検討は及んでおりませんし、項目によってはそんなに具体的には書けないものもあるかもしれません。ネガティブな意味でいえば、余りその条例でがんじがらめにしてしまうと、かえってNPOなり住民の自由な活動を阻害すると、そういう場面もあるかと思しますので、規定というか、項目によってはいろいろでこぼこがあるかと思えます。

そこで、より積極的に、こういった論点についてより具体的に論ずるべきか、積極的なものがあるかということにつきましては、個別の論点整理で1項目から6項目ということで挙げております。網羅的に紹介している時間はございませんし、お読みいただければと思いますけれども、例えばその項目5を見ますと「協働型社会における苦情対応の仕組み」とあります。いろいろな住民や主体、住民だけではない主体が協働して文京区というものをつくり上げていく。そこにはいろいろ調整のための仕組みが必要になってくるだろう。住民と行政との間の苦情対応といったようなものだけではなくて、NPOと住民との間の仲介役というようなものを行政が務める、そういう場面もあるのではないかと。こういった苦情対応の仕組みについて制度化する。それ自体を基本条例の中に置くというのも一つの選択肢でしょうし、こういった事柄について、基本的な事項だけ定めて、具体的な内容についてはまた別個の条例を定める、こういう手法もあろうかとは思いますが、論点として、論点といいますが、制度としては、こういうものが取り上げられるかと思えます。

そのほかの論点も非常に重要なものばかりでございますし、項目1につきましては自治基本条例、区民憲章が他の条例なり施策を導くための条件といったような論点がございまして、それではそういった公私協働型の社会において、一体だれが主体となっていくのかというときに、国の

法律で決まっている住民だけではないはずで、それではその住民の中で、それ以外と、以外と言うと何かその他というようなイメージになってしまって語弊がありますけれども、憲法ないしは自治法が定める住民ではない参加主体をどういうふうに位置づけていくかというような問題も当然検討項目に挙がってくるところです。以上が個別の検討項目ということで、第3に指摘したかったことです。

4番目の論点は、この区民憲章なり基本条例の制定手法ということですが、これも広い意味での内容ということになるかと思えますけれども、どういうことかといいますと、公私協働、ガバナンスという観点を非常に重要であると考えて、その観点から条例をつくっていくという場合には、当然その条例をつくっていく場自体でもガバナンスなり公私協働の実を上げなければ矛盾してしまいます。そこで、まさにこの区民憲章の区民会議というのは、区民参画の重要な場の一つというか、最重要の場ということになります。ただ、それだけで足りるかどうかというのは、またもう一つの論点でありまして、例えば条例案について、自主的な案が民間からいろいろ出てきたり、あるいは場合によってはこの条例について、パブリックコメントをかけたというような可能性もあろうかと思えます。この点につきましても、文京区では基本構想の際にさまざまな取り組みをしたところですので、そういった蓄積を踏まえながら、実を上げていくべきではないかと思っております。

最後に、では従来の考え方、それから最近の二セコ町におけるような自治基本条例との対比ですね。つまり、文京区らしさ、あるいは研究会で何か新しく、しかも実りのあるものとして、ということを考えているのか。図にしますと何となくわかりやすいという面はあるのですが、逆に単純化し過ぎというので、いい面悪い面があるのですが、一つ図式化したものとしては、冊子の資料編の中の88ページをごらんいただきますと、従来の都市憲章と、それから最近の二セコ町の取り組みに比べて、さらに文京区が一步步を進めようとしているのは、どういうところかというのを簡略化してまとめたものということになります。やはり公私協働的な観点、それからコーディネーター機能といったようなことが挙げられようかと思えます。

もう一つ、それを従来の参画との違いということで、もう一点だけ図を示しておきますと、33ページでして、従来も自治基本条例においてさまざまな住民参画の取り組みが行われていたましたが、それは主として、その表で言いますとDとかEの領域ですね。自治体が主となって、中心となって、何か決定する、そういった事項に向けて、住民がどう参画するかと、そういった領域に恐らく街づくり条例であるとか、住民参画条例の対象は限られていたのだと思います。それをもう少し左側の方に広げていこうと、こういう観点でございます。

ただ、先ほども少し申しましたように、ではAとかBの領域について、何か条例で事細かに決めてしまうのがいいのかどうか、あるいはそこでは条例なり自治体はサポート役に徹するべきではないかと、いろいろなお意見もあろうかと思えますので、そのあたりのことについても、協働

社会における行政の役割というようなことで新たにとらえ直しをしておりますので、そういったことも踏まえながら、今後の議論が進むことを期待しております。単純に行政がもうお手上げだといって住民なりNPOに投げてしまうのではなくて、なおかつ自治体が役割を担っていくのだということについては、調整者としての役割とか、保証役としての役割というようなことを28ページで指摘しているところです。

ややあちこちいたしましたですが、報告書の取りまとめに当たりました者としてのお話はこれぐらいにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

森田会長 どうもありがとうございました。

それでは、あと30分ぐらいだと思いますけれども、きょう第1回目でございますので、斎藤先生と私の話を素材にしてでも結構でございますので、ご自由にご発言いただければと思いますけれども。質問でもご意見でも伺いますが。

どうぞ。

名方委員 ガバナンスの訳なんですけれども、さっき何とおっしゃいましたか。

森田会長 「協治」です。協同組合の協に治めるといふ。

名方委員 そういう言葉は一般化しているんですか。

森田会長 という訳語をつくってはどうかというのが出ておまして、最近時々そういう訳語を目にしますけれども、それほど一般的ではございません。

名方委員 だからそのガバナンスをどういうふうにも、ぼくも前、前職はプライスオーダースクーパースというところの顧問だったんですが、よくその英語が出てくるわけです。区長がこの間ガバナンスという言葉をおっしゃって、本当に区長はおっしゃっておられるのかなと思ったんですが、そここのところの言葉をうっかりわかりやすい言葉で喋られたんですけども、大ポイントではないかと私は思ったので、ちょっとお聞きしたということなんですけれど。

森田会長 よく誤解されますが、例のコーポレートガバナンスという概念があるものですから、それとかなり共通するところもございますけれども、今では私の専門は政治学なんですけれども、政治学の方ではほぼ定着して、時によっては民主主義にかわるような意味合いで使われることもございます。

名方委員 ほう、なるほど。

森田会長 よろしゅうございますか。

名方委員 はい。

森田会長 ほかにいかがでございますか。

この研究会の報告書では、何か新しいシンボルになるキーワードというものはないかということで、ガバナンスという言葉が比較的そのように使われだして、ちょうど考えている意味合いに合致するのではないかということで、この報告書にはたくさん使われているかと思っておりますけれども。

吉田委員 ちょっとよろしいですか。

森田会長 はい、どうぞ。

吉田委員 吉田と申しますけれども、この委員に応募するときに、この「制定に向けて」というまとめを読ませていただいて、単純に感じた疑問ということで2点だけ今申し上げたいのですけれども。

この「区民憲章制定に向けて」というまとめを読ませていただいて、きょうはとりあえず単純な疑問ということで提示させていただきたいのですが、2点ございまして、その1点は、先ほどの個別課題ということでまとめられていた、1から6というところがあったと思いますが、何ページだったかな、37ページですね、ここの中に項目4として政策決定の住民参加というところがあるんですけれども、この政策決定の住民参加ということはよく言われるんですけれども、私はもう1点、政策の実行における住民参加という点がなくてよろしいのかなということを感じたのが1点でございます。

それからもう1点は、これも後半のところに入っておるんですけれども、議会との関係ですね。行政と区民参加というふうに言ったときに、極端な言い方をしますと、行政と区民の二者で行政が進んでいくんだろうということになると思うんですけれども、ではそのときは議会というものは、どういう役割を果たしていくことになるんだろうなど。当然議会がなくていいということにはならないわけでしょうし、ここに言わせてもらった中で、少しこれは私の偏見かもしれませんが、議会との関係を議論するところが少し弱いというか、遠慮されているのではないのかなという気がしたりしているんです。ではその行政、住民、議会と、この3つの関係をどのように考えていくのかということが一つの案なのかなということを感じました。

以上2点、とりあえず発言させていただきました。

森田会長 これは、では斎藤さんの方から。

斎藤副会長 両方ともですか。

森田会長 お願いいたします。

斎藤副会長 はい。

まず第1点目の政策決定だけではなくて、政策実行の観点での住民参加というのがあり得るのではないかとご指摘ですが、一つには、この報告書が網羅的に自治基本条例における論点を整理したというものでもなくて、重点的なもの、特に中心になるような考え方を中心に整理をしたものです。その観点で言いますと、先ほどの説明で33ページの図で言いましたEの部分で、行政なり自治体を中心になってやる部分の住民参加というのは、今までいろいろ議論の蓄積もありますし、むしろ左側の公私協働、いわば、これも比喩的な表現になってしまうのですが、平等なパートナーとして自治体と住民が取り組むような部分というのが、新しい制度化の部分でもありますので、そこにかなり中心を置いたということになります。政策決定過程の部分については、

例えばまさにこの場がそうでありますけれども、条例をつくる時のフォーラムとか、そういうものがイメージとしてはあるわけです。それからパブリックコメントとか。

それで、その政策実行過程での住民参加というの、DとかEの領域での行政のことを考えますと、従来であれば自治体がすべて責任を持ってやる。自治体の職員の方が計画決定、議会なり首長の決定を受けた形で実行するというのが、日本のそれこそガバメント的なイメージであったとは思いますが、もちろん分野によっては政策実行の場面での住民の関与ということもあり得るとは思います。しかし、それは分野によるといいますか、例えば日本の自治体は権利制限について非常に大きな権限を持っていますけれども、例えば千代田区のたばこのポイ捨て規制というような、住民以外の人に対してもその権利を制限したりするような行政の手法を持っているわけで、そこに住民がどういうふうに参加していくのかというのは、なかなか難しい問題も含まれていますが、ただ、検討の枠の中には当然入ってしかるべき問題ではないかと思えます。

それから第2点の議会との関係につきましても、形式的な点を申しますと、この報告書を出した研究会は、報告書が区長さんから付託を受けて、区の中でいえば行政部局の中に設けられた研究会でありますから、どうしても対行政、区長部局といいますか、そことの関係での記述、特にさっきの表現をもう一度使ってしまいますが、DとかEの場面では、その中でいわゆる行政と言われる部分に向けた記述が主になっている。議会については、むしろ議会の自立性に待つ部分もあるという点で、ややスタンスとして違いがあるということはあると思えます、形式面ですね。ただ、基本条例の中で議会をどう位置づけるかというのは、もちろん大きな課題でして、ご存じの方はご存じだと思いますが、ニセコのような取り組みでも、差し当たりは基本条例の対象としては議会は入っていないくて、ニセコ町の条例というのは育てる条例だと言われていまして、その運用状況を見ながら、議会とのやりとりでまた議会がどういうふうに参加されるかを考えて、バージョンアップしていく、こういう考え方もあり得るとは思います。差し当たり以上ですけれども。

森田会長 はい、ありがとうございます。

私もちょっとつけ加えさせていただきますと、政策を実行する段階での参加はどうかということで、これも確かにそのとおりだと思います。あともう一つ、議会との関係はどうなんだということになりますと、全体としてのこの書き方からしますと、少しそちらの方のトーンが弱いのかなという気がいたしますけれども、例えば58ページの下の方でございますけれども、この「文京区の区民憲章は、自治体運営の考え方を示すと同時に、区民の役割、責務、区議会及び行政の役割、責務を規程するものである」ということで、憲法という言い方はやや強過ぎるかもしれませんが、いろいろなことが、基本的なことから区に関するものは議会であれ何であれ、政策の実施であれ決定であれ、みんな入っていいのではないかと考えておりました、そういうのをどんどんご提案いただければというふうにもむしろ思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

ではほかに。

吉田委員 一つ誤解のないように補足させていただきたいんですけども、私が実行への参加と言ったのは、住民の権利と義務という言い方をすれば、政策決定に、政策過程に参加することはいわば権利の方に当たり、実行に参加することはむしろ義務というふうになるのではないかなというふうに思ったことが一つございます。

それから議会のことをあえて申し上げたのは、私はやはり議会そのものも活性化という中で、まさに三位一体で行政、区民、議会、やはりその全体的な活性化を考えていくべきではないのかなという意味で申し上げました。

森田会長 ありがとうございます。

議会もおっしゃいましたように重要ですけども、むしろ今、ニセコもそうですし、住民基本条例とかそういうものを議論する場合には、議会よりもより原点に戻って、有権者が直接決める住民投票というものも話題になっておりまして、そういうものもひっくるめて全部対象になるかなと思っております。大変ありがとうございました。

名方委員 今吉田さんがおっしゃたことがポイントかなと思ってあえて言いたいんですけど、義務とおっしゃいましたよね。本当に義務なのだろうか。それは権利なのではないかと。というのは、ぼくなんかはボランティアの人たちを受け入れてやっていて、そのときにはボランティアの人たちにも、きちんとあなたの権利とあなたの責任というのを説いているんですね。そのときに「あなたは自主的にボランティアに参加する権利があります」というふうに言うんですね。そしてもう一つ、例えばそのことで何か問題があったときに、その責任者に対して、フィードバックを受ける、これも権利、ライトなんですね。だから、そのときに義務と言ってしまうと、要するに自分でやるんだという精神ではなくて、それをやらなきゃいけないんだという、そういうところのポイントが、住民自治とか参画といったときに、本当に住民が自分からやるのかというところが、そのところのポイント、ライトとレスポンシビリティと、英語の翻訳になってしまうわけですけど、我々がどう位置づけるかということが、みずからやるんだというところを本来住民がやっていたら、区議会で、では私たちが出て行って、その人たちが決めたのなら、民主主義であつたら多数決で従えばいいわけです。

ところが、文京区の場合は、区議の人もきょう傍聴に来ているから余り言いませんけれど、全然意見が違って決まらないんです。私も昔、保育園の父母の会の会長をやっていて、エンゼルプランのときにいろいろな各党を回って厚生省に行ってやりましたけれども、全く話し合わないんですね。つまり議会がちゃんと動いてくれればいいのに、できないのではないかとということも背景に、特に文京区のことがあるなと思ったので、ぜひそういうことをやっていただければと思っています。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、松本さん。

松本委員 私も今吉田さんのおっしゃった政策決定の方のことでちょっと感じたこととお話をさせていただきたいのですが、さっき名方委員は権利だとおっしゃって、ああそちらに近いなと私も感じたんですね、好きでやっているという部分も含めてですけど。もう既に、ある意味実行の方はかなりの形で区民参加が動いていると思います。しかし、その実行する前の段階がほとんど知らされない、突然後ろからがんと来る。その前にもいろいろな話し合いをして、前年もいろいろなところまでいっているのに、決定になって、なぜかわからない形で降ってくると。これはやはり区民側からしてみると非常に気持ちが冷める部分なんですね。ですから、ここで個別論点として、決定のところに参加するというのは、参画でしょうかね、これはもう本当に重要なことだと、特に重要なことだと私は思います。

森田会長 ありがとうございます。

ではきょうは特にやりとりというよりも、みんないろいろ伺った方がいいかと思いますので。

では、山田委員さん、お願いします。

山田委員 今区民というふうな定義で、36ページが非常にわかりやすいのかなと思うんですけども、ガバナンスで多様な主体による統治みたいな話で、そこでのアクターは区民だったり事業者だったりNPOだったり議会だったり執行機関というふうにあるのですが、多分事業者とかNPOとか議会、執行機関というのは、それなりに役割とか性格づけというのは規定しやすいなという感じがするんですが、区民というのは非常に厄介で、ある部分では主権者であり有権者でありますけれども、ある意味では消費者であって、そしてクライアントだったりすると。それで政策プロセスの中でも多分策定プロセスとか決定プロセスとか実施プロセスとか、そして評価プロセスと、ぐるぐる回ってくると思うんですけど、各プロセスによってその性格づけというのは随分変わってくるのかなという気がするんですね。そうした場合、区民の権利、役割、責務というのは、これは非常に文章化するのは難しいなと思っているんですけども、きっちり一つに集約できるのかなと。例えば政策プロセスの中に出てくる区民というのは、相当それなりのセミプロ的な人が出てきて物事を決めていく。多分議会よりもすぐれているような人たちが来て、物事を決めていきますが、そうした人たちが実施するのかというと、実施はまた違うと。それで受け取り手は同じ区民なんですけど、もう不特定多数だと。そこら辺の整理を1回しないと、この議論というのはなかなか先に進まないのではないかなという気はちょっとします。これは感想まで。

森田会長 ありがとうございました。

今「区民」という言葉について出ましたけれども、この研究会をやっているときも、もっと言いますと、文京区のこの地域社会をつくっている人を区民といった場合、どこまで入るのかとい

うのは、これはなかなか難しい問題です。住民登録をしていらっしゃる方、1票を持っていらっしゃる方、ここで暮らしている方、私も住民票はよそに置いておりますけれども、かなりこの文京区内で過ごしておりますし、文京区のサービスも受けております。多少は文京区で消費して消費税にも貢献しているかもしれませんが、そういうことを考えますと、実際東京都の区部で区民というのは一体何なのかと。どういう形で参加をしていくのかというのは、これは大変難しい問題かなと思いますけれども、何らかの形で整理をしていかなければなりませんけれど、その辺についても、お知恵を出していただければと思っております。

名方委員 今の区民についてなんですけれども、これは久住さんはよくご存じなんですけれど、ボランティア協議会で散々議論したんですね。つまり区民にするのか、住民にするのか、市民にするのかということで、そのときの定義は、市民というのは文京区にきている人たち、区に住民票があるだけではなくて、通ってきている人、学生さん、そこで働いている人、そういう人たちをどういうふうに言いあらわそうかとかなり議論したらしいんです。ぼくはちょっと出ていなかった。それで最終的に「市民」と呼ぼうということに結論はなったんです。そうするとさっきの議論の中で、文京区に働いている人、住民税も払っている人、それから学生さんもというふうにいえば、区民だけではないのかなというところがあるので、そこはきちんと定義をしておいた方がいいかなと思います。

森田会長 後楽園球場に野球を見に来る方をどうするかということも含めると、もっといろいろ概念は広がるかなと思いますけれど。ありがとうございます。

では、今井さん。

今井委員 この二、三日、けさかきのうですか、いきなり石原都知事の方から東京ドームの方で競輪をやるという話が出ましたですね。過去いろいろと都知事の方で話が出まして、そのときいろいろな住民からのいろいろな話が出ましたけれども、非常に環境が悪いということが言われておりました。しかし、財政問題を考えますと、どちらかという賭け事分野の話が出ておりますけれども、そういう環境の問題につきましては、私たちはここで検討すべきなのか。今後どうしていくか、そういうことも話すべきなのか。そのあたりはどうなのでしょう。

森田会長 いや、今のところ私は事務局からも全然そういう話は聞いておりませんが、何も制限することはありませんので、すべて議題になり得るかなと思いますけれども。

今の問題に関連しますと、よくございますのは、例えば住民投票でそれを決めるというときに、都全体の政策を文京区で決めていいのかどうかと。原子力発電所なんかでもそういう問題がございますけれども、これもなかなか難しいところで、どこまでを有権者にするのかと。そういうことも含めて、一般的な制度として考えるときには大変重要な問題かなと思っております。

ほかにいかがでございましょうか。では、佐藤さん。

佐藤委員 今お聞きして、大変重要な論点が最初から出たなというふうに感じております。一

つは議会との関係ですけれども、確かに僕もこの最初の報告書を読みますと、そのところはあえて踏み込んでいないのかなと思うところもあったんですけれども、むしろこの区民憲章の考え方を究極的に推し進めますと、いわゆる古代ギリシアの直接民主制みたいな、みんなが一カ所に集まってそこで決めればいいではないかというところまで究極はいつてしまうのではないかという感じもいたしております。ただ一方では、区議の方がいらっやって、いわゆる間接民主制というものも並存させている、並存というか、そういう制度になっているわけでありまして、そことの整合性をどういうふうにとるのかと。先ほどからのニセコでは触れていないということであったんですけれど、触れていなければ解決するという問題ではなくて、恐らく今回文京区でこの問題を正面から取り上げていかなければならないのではないかと考えております。それが1点です。

それとあと区民の範囲という話、区民か市民かという話もございましたけれども、どういう範囲の人に参加を求めるのかということにつきましても、ちょっとまだ私の頭の中でも整理がついていない状況で、これからいろいろ考えていきたいと思っておりますけれども、この範囲が、いわゆる住民票のある区民ということなのか、あるいはそれ以外の通勤の人とか、あるいは外国籍の方とか、いろいろな範囲がございまして、そこをどの範囲で決めていくのかという枠組み、これはおそらく民主主義の原点というか、そういうところもあるかと思っておりますので、ここは非常に慎重に、慎重にという言い方はちょっとよくないですね、積極的にいろいろな案を出しながら検討していきたいというふうに考えております。

ただ1点、区民の範囲を考えるとという中で、私は今国で働いておりますけれども、どうもこの報告書の中でも区で決めることというのは極めて身近なことであるから、それについてはなるべく広い範囲の賛同を求めていいのではないかというような論調があると思います。これは間違っていないと思うんですけれども、ただ、果たして、区で決めることというのが、必ずしも身近なことだからということで、これは適当に決めていいということでは決してなくて、例えば税金を納めるということであれば、区民税であれ国税であれ、同じ真剣さで論じられなければいけないということから、そのところを私は今回きっちりと範囲を決める上で、身近なことだから広めればいいのかということだけではなくて、根本的にどういう範囲の方に参加を求めて何を決めるのかということちょっと考えていきたいと。

すみません、ちょっと一般的な意見で恐縮でございます。以上、2点、申し上げます。

森田会長 ありがとうございます。

斎藤さん、今のご意見に何かコメントはございますか。

斎藤副会長 もちろん報告書でも、議会の権限なり責務ということで、項目・イメージの中には挙がっているわけです。ニセコについても、かかわった方々の書いたものによれば、外したというのではなくて、最初はやはり市長部局の方が切り込む型として取り上げて、それで育ててい

こう。ですから案の固まったところから条例化して、議会についても、例えば議会の情報公開をどうするかとか、そういう論点を取り上げて対話しながら、ですから改正の段階ではまた考えるということで、オミットしたということではないというのが、情報提供としては1点でございます。

それから参加の主体、主体というのが固いので何か別の表現はないかということ、すぐアクターということで英語になってしまってもたまたま批判のあるところで難しいんですけども、その協働にかかわる人々あるいは団体の範囲をどう考えるかということで、もちろん国の場合と地方公共団体の場合で違った背景なり理屈があるはずだ。これは認められると思うんですね。例えば地方参政権に関する最高裁の判例でありますとか、公務員に外国人が就任できるかどうかということについての判例、最高裁の判例はまだないと思いますけれども、下級審での判例などでも、国の場合と自治体の場合ではそれぞれ根拠が違うので、範囲も違うだろう。ですから、自治体における参画について、国とは違った場面で考えられる部分はあると。だからといっていいかげんでいいとは全然報告書でも言っていないわけで、その身近性というのをより具体的に検討して行って、参画の場面でもいろいろな類型によって、それこそ先ほども公募委員の方から指摘がありましたように、一義的にこうだとその定義のところではできるのか、それとも、参画の手法なり制度ごとに何か変えて考えなきゃならないのかということも当然この会議の論点ではないかと思っております。

名方委員 今の斎藤さんの2番目の論点について、一言言いたいんですけど、もう文京区ではもうかなりの部分はお上は要らないというふうになっていると思うんですね。どうしてかと言うと、きょう町会の方がいらっしゃいますけれど、区議の人も何人かいらっしゃいますけれど、いつも話すのは、区議の人と話す、警察はもうできるなど。消防は都から区に移管しましたよね。消防と警察は両方とも町会なんか力が合わせれば、ほとんどのことはできると。これはぼくが言ったのではなくて、今のメインの党の幹事長だった方が言っているわけなんですね。僕なんかもつくづくそう思うんです。ですから、お上の発想からすればまだだと思えますけれど、文京区に住んでいる者からすれば、ほとんどできてしまうと。だから本当にお金がないのならば、さっき41兆と言いましたけれど、実際は36兆赤字国債の部分を償還していますから、手取りが11兆ですよ、今の日本の国家予算というのは。そうすると11兆しかないんですよ。ほとんどもうパンク状態だから、もうそんなことを言っている場合ではないと。とにかく自分たちでできることはどんどんやろうよと。そうすると文京区の場合は、町会さんというのは、物すごく古くからあって、いろいろなことを区からやられていると思うんですね。そういうところを活用していけば、かなりのことはできるのではないかなというふうに思うので、その辺はぜひ、国土省に言っておきたいなと思ったので、よろしく。

森田会長 ありがとうございます。

まだご発言いただかない方もいらっしゃいますけれども、そろそろ予定された時間が参りましたので、ぜひという方、いらっしゃればあれですが。

よろしゅうございますでしょうか。

また、きょうは予行演習のようなものだと思いますので、これからいろいろ本番の議論が始まるかと思しますので、そのときにじっくりとご議論いただければと思っておりますが。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは次回の開催につきまして、今後のスケジュールについて、お諮りしたいと思いません。事務局からご説明があるそうですので、よろしくお願ひいたします。

久住新公共経営担当課長 そうしましたら、資料の第3号をごらんいただければと思います。事務局としてはマラソンを走るつもりできょうは来たのですが、いきなり100メートルダッシュを第1回からやっているような感じで、会長・副会長からどのような指示でまとめをしろというふうに言われるのかなと思ながらどきどきしているんですが、一応こちらで考えたというか、お示しするのは、こちら資料第3号にあることをお諮りしたいと思っておりました。

本日、6月20日、第1回でございます。おおむね平成16年7月まで11回程度開催をいたしまして、こちらの会の中で、先ほど要綱の中でご確認いただきました、区民憲章に盛り込む内容についてご議論いただきまして、こちらの会として最終報告というような形でまとめをいただければなというふうに考えております。月1回程度ということなんですが、8月とか1月とかのその辺を除きまして検討していければと思っております。

それから区民憲章ということで、先ほど会長の森田先生の方から、広範な区民の規程をするものだというので、こちらにいらっしゃる区民の方だけではなくて、いろいろな多くの区民の方のご意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。欄の一番下のところで、来年1月程度にシンポジウムを行いながら、こちらの会で最終報告の案をつくって、それをまた区民説明会ということで区民の方にお諮りしながら、最終報告というような形で考えております。大筋こういうような形でご議論いただければいいのかなというふうに思っており、ご説明いたしました。以上でございます。

森田会長 以上のスケジュールについて、何かご質問等はございますでしょうか。

これを見ますと、次回はフリーディスカッションということになっておりまして、その後、各委員に項目ごとの意見の提出をお願いするというふうになっておりますけれども。次回のフリーディスカッションで大体項目を整備しなければいけないのかなという気がしまして、これはまたちょっと大変かなという気がしますが、ご提案の方はよろしくご準備の方、お願ひしたいと思っております。

久住新公共経営担当課長 補足ですが、8月については、皆さん童心に返っていただいて、夏休みの宿題というような形で、ぜひ第2回について、フリーディスカッションで出た項目プラス

皆様で項目にした方がいいのではないかなという部分について、ぜひ夏休みの宿題をやっていただきまして、事務局の方がそれを取りまとめて、またこちらの会議に出ささせていただくような形で、会議という形ではなくて、入れさせていただいているものでございます。

森田会長 では宿題も出るそうですので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、日程についての調整をさせていただきたいと思います。

次回の開催につきましては、皆さんの日程を調整させていただいて決めさせていただきたいと思っておりますけれども、私の方は、事務局とご相談の上ですけれども、平日の夜間を原則として考えております。そして、斎藤さんと私の都合だけというとなんなんですけれども、それを考えた場合、今回は7月17日木曜日のきょうと同じ午後6時半から8時半ぐらいまでが比較的都合がよろしいんですけれども、皆さんのご都合はいかがでございましょうか。

できれば、これからもルーティーンとしては、第何曜日の6時半から8時半ぐらいという形で決めさせていただきますと、事務局の方も楽ですし、皆さん方も非常に予定が立てやすいのではないかなと思っております。

とりあえず7月17日あたりは、よろしゅうございますでしょうか。

これ、なかなか全員の方の調整は難しいかと思えますし、先ほど言いましたように、私も突然出なくなるかもしれないというようなことを申し上げて、なかなか難しいんですけれども、多くの方が出席できるようであれば、そういう形にさせていただければと思っております。

今後、原則として、何曜日の何時というのは、ここまで決めることは可能でしょうか。

なかなかシーズンによっていろいろと。

松本委員 とりあえず決めていただけると……。

森田会長 ああ、そうですか。とりあえずということであれば。

(調整中)

森田会長 ただ、区の方は議会その他いろいろあって、そう簡単に決めてしまっているのかなという感じがしますけれども。

久住新公共経営担当課長 基本的に夜のこの時間でございますので、議会との関係等はこちらの都合なんですけど、調整がつくと思います。ただ、一つお願いなんですけど、もう一つ私どもではないのですが、部長が出ております会議が第四、最後の金曜日ということで入っておりますので、そちらはちょっとご配慮いただければと思っております。あとについては皆さん方の方で。

森田会長 きょうは金曜日でございますけれども、ちょっと私は金曜日には何か入るといって、授業のあれで難しいかなという感じがしますけれども。

仲田委員 今し方決まりました、まず次回の7月17日は、あいにく他の会合の先約があるもので、やむなく私としては失礼をさせていただくようなこととなります。

森田会長 それでよろしゅうございますでしょうか。

仲田委員 はい、すみません。あらかじめの曜日を定めるというお話についてなんですが、もしかなうようであれば、火曜日の夜といたしますのは、小P連としまして定例の会議を持つ曜日に当たっていることもございまして、かなうようであれば。

森田会長 では避けるということで。

仲田委員 ええ。お願いできればと存じます。

森田会長 ほかに何かその辺についてございますでしょうか。

私たちの方は木曜日が都合がいいですかね。大学の会合がございまして、その後ということであれば、まず間違いなく研究室には来ていると思いますので。第何週かというのは、ちょっと決めにくい。では基本的に多分その月の後半の木曜日というぐらいにさせていただきますでしょうか。ちょっと具体的にいつかというのは、なかなか難しいところもございますので。

それでは、そういうことにさせていただきます。

一応予定されております議題はこれで終わりましたけれども、最後その他というのがございませぬけれども、何かご発言は。

事務局の方は何かございますでしょうか。特にございませんか。

久住新公共経営担当課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、いろいろここにあります論点は何だろうというようなところですか、そういったものがございましたら、ぜひ遠慮なくお問い合わせをいただければ、わかる範囲でお答えをしながらと思っております。

森田会長 ということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは思いのほか時間がぴったりに終わりましたけれども、第1回目はこれで終わらせていただきます。また今後ともよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

「閉 会」(20:30)